

独立行政法人家畜改良センター
日本短角種枝肉情報全国データベース利用規程

平成 22 年 12 月 16 日 22 独家セ第 1096 号
一部改正 令和 4 年 3 月 22 日 03 独家セ第 2450 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）に設置される日本短角種枝肉情報全国データベース（以下「データベース」という。）の運用及びこれに関連して関係機関に蓄積されている情報の適切な提供を行うために必要な事項を定めることにより、データベースが有効かつ公正に利用されることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号による。

(1) 枝肉情報

データベースに蓄積された情報のうち、別紙 1 に定める個体識別番号、肥育者情報（肥育者氏名、肥育者コード等）、格付情報（等級、枝肉重量、胸最長筋面積、ばらの厚さ等）及び子牛登記情報（父牛及び母牛に係る三代祖に限定した血統情報等）を連結した情報をいう。

(2) 団体

家畜改良センター、一般社団法人日本短角種登録協会（以下「登録協会」という。）及び第 10 条に規定する枝肉情報分析利用委員会で認められた団体とする。

(3) 研究機関

第 10 条に規定する枝肉情報分析利用委員会で認められた研究機関とする。

(データベースの範囲)

第 3 条 データベースに蓄積される情報の範囲は、公益社団法人日本食肉格付協会（以下「日格協」という。）会長あてに同意書を提出した肥育農家の肥育牛に関する情報とする。

(データベースの利用者及び利用できる情報)

第 4 条 データベースに蓄積されている情報を利用することができる者及び利用できる情報の範囲は、次の各号による。

(1) 都道府県及び団体

都道府県及び団体は、必要な枝肉情報を入手することができる。

ただし、都道府県において入手することができる肥育者氏名は、当該都道府県分の肥育者氏名に限る。

(2) 研究機関

研究機関は、枝肉情報のうち第 10 条に規定する枝肉情報分析利用委員会で認められた範囲の情報を入手することができる。

(データベースの利用請求の手続き)

第5条 第4条の規定によりデータベースに蓄積されている情報を入手しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式で家畜改良センター理事長に申請しなければならない。

(1) 都道府県及び団体 様式第1号

(2) 研究機関 様式第2号

2 家畜改良センター理事長は、申請の内容が適当であると判断した場合は、期間を限定して、データベースの利用を認めるものとする。

3 家畜改良センター理事長は、次の各号に示す基準に基づき、前項の判断を行うものとする。

(1) 公共上の見地から、肥育農家の経営改善・技術改善、肉用牛の能力向上及び国産牛肉生産の振興に資する目的で情報を利用すること。

(2) 過去に利用規程に違反したことがないこと。

(情報提供の方法)

第6条 家畜改良センター理事長は、第5条により利用を認めた情報については、利用者からの請求に応じて、電磁的記録によって提供するものとする。

なお、関係機関のみが蓄積している情報については、家畜改良センター理事長は、当該情報を蓄積している機関に提供を依頼するものとする。

(第三者提供の制限)

第7条 第4条の規定により情報を入手した者は、入手した情報を第三者に提供してはならない。

(不当な利用を行った者に対する利用の停止等)

第8条 家畜改良センター理事長は、この規程に違反して情報を入手し、利用し、又は第三者に提供した者に対して、情報の提供を停止又は制限することができる。

(情報の訂正)

第9条 肥育農家は、自ら出荷した肥育牛に係る情報に誤りがあると認めた場合には、家畜改良センター理事長に対し、その訂正を請求することができる。家畜改良センター理事長は、当該請求に合理的な理由があると認めた場合には、情報の訂正を行うものとする。

2 データベースに対し情報の入力を行った者は、自らが行った入力内容に誤りがあると認めた場合には、家畜改良センター理事長に対し、当該情報の訂正を請求しなければならない。家畜改良センター理事長は、当該請求があった場合には、特段の事由がある場合を除き、速やかに情報の訂正を行うものとする。

3 家畜改良センター理事長は、データベースに情報の誤りを確認した場合には、当該情報の訂正を行うものとする。

4 家畜改良センター理事長は、関係機関が蓄積している情報の誤りを確認した場合には、当該機関に対して訂正を求めるものとする。

5 家畜改良センター理事長は、前4項の規定により情報の訂正を行った場合、その必要があると認めるときは、当該情報を含む情報の提供を受けている利用者に対して、訂正があった旨を通知するものとする。

（枝肉情報分析利用委員会）

第10条 枝肉情報分析利用委員会は、学識経験者、都道府県、関係団体、生産者等から構成され、データベースの運営、利用の状況等について協議・検討する。

（規程の改正）

第11条 この規程を改正する場合には、枝肉情報分析利用委員会に諮らなければならない。

附則

第1条 この規程は、平成22年12月20日から施行する。

附則

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

日本短角種枝肉情報全国データベース利用申請書
(都道府県及び団体用)

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長殿

都道府県畜産主務部課長名
団体長名

枝肉情報を入手したいので、「日本短角種枝肉情報全国データベース利用規程」に基づき、下記により請求します。

記

1 利用目的

2 連絡先

(担当者の氏名、住所、電話番号、FAX番号、E-メールアドレス)

3 必要な情報の内容

(1) 情報区分

必要な情報区分に○印をつけて下さい。

(耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報)

(2) と畜年月

年 月 ～ 年 月

(3) 情報の利用範囲

(都道府県)

今回申請した情報については、本県その他、本県に係る以下の機関、団体等においても利用します。

〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

(団体)

今回申請した情報については、当団体の他、当団体の地方組織または支部組織においても利用します。

〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

(様式第2号)

日本短角種枝肉情報全国データベース利用申請書
(研究機関用)

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長殿

団体長名

枝肉情報を入手したいので、「日本短角種枝肉情報全国データベース利用規程」に基づき、下記により請求します。

記

- 1 連絡先
(担当者の氏名、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)
- 2 研究者、研究の目的、内容及び必要な情報の内容
別添のとおり

(別添)

日本短角種枝肉情報全国データベースの研究目的利用に係る研究内容調書

年 月 日

研究機関名	研究者（代表）氏名	研究者（代表）の所属・役職
連絡先		
(住所) (電話・FAX番号) (Eメールアドレス)		
研究の目的		
研究の内容（枝肉情報の利用内容がわかるように記載してください）		
期待される研究の成果（全国的にその成果が見込まれることがわかるよう記載してください）		
研究に必要な情報の内容		誓約事項
① 情報区分	② と畜年月	
() 耳標番号 () 肥育者情報 () 格付情報 () 子牛登記情報 ※必要な情報区分に○を記入。	年 月 ～ 年 月	1. データベースから得た情報は、利用申請書に記載した利用目的（研究の内容）を超えて使用しないこと。 2. 研究成果の公表については、事前に（独）家畜改良センターに内容を報告すること。 3. 研究成果が公表された後、（独）家畜改良センターがこの内容をホームページに掲載する場合があること。 上記に同意します。

※1 適宜、研究内容のわかる詳細な資料を添付してください。

※2 団体として承認された場合であっても、研究テーマ毎に枝肉情報分析利用委員会で協議の上、枝肉情報の利用の可否を判断しますので、上記以外のテーマで研究を行う場合、新たに枝肉情報を希望する場合にはその都度上記調書を作成いただきます。

※3 本研究に係る情報の提供は、上記内容で1度に限りです。

別紙 1

枝 肉 情 報 の 概 要

日格協（個体識別番号＋肥育者情報＋格付情報）

個 体 識 別 番 号	肥育者情報				格 付 情 報																														
	生産県コード	肥育県コード	肥育者コード	肥育者氏名	市場コード	事業所コード	と畜年月日	格付年月日	枝肉番号	等級		枝肉重量	胸最長筋面積	ばらの厚さ	皮下脂肪の厚さ	左半丸重量	歩留基準値	BMS No.	脂肪交雑等級	BCS No.	光沢	等級	締まり	きめ	等級	BFS No.	光沢と質	等級	瑕 疵				歩留補正		
										歩	肉																		①		②				
																													留	質	種類	部位		種類	部位

☆

※

登録協会（個体識別番号＋子牛登記情報）

個体識別番号	子牛登記情報													
	本牛データ				父牛データ				母牛データ					
	品	性	生	子	父	登	父	登	母	登	母	母	登	母
	種	別	年	牛	牛	録	方	録	牛	録	牛	方	録	方
			月	登	登	番	祖	番	登	番	登	祖	番	祖
			日	記	名	号	父	号	名	号	名	父	号	母
				号	号		名		号		号	名	号	の
							号					父		父
														名
														号

※：都道府県が入手する場合に
おいては、当該都道府県分
に限る
☆：家畜改良センターが入力